

## 渋谷区立松濤美術館公式ツイッター運用要領

平成 30 年 7 月 19 日 理事長決裁

### (趣旨)

第1条 この要領は、渋谷区立松濤美術館（以下「美術館」という。）が **Twitter**（以下「ツイッター」という。）を、渋谷区民、来館者などへの情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用し、140 字以内の短い文章や写真、動画などを、不特定多数のインターネット利用者に公開する手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 美術館が設置・運用するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに文章や写真等を投稿し公開する行為をいう。
- (5) いいね 他のユーザーの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (7) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するようにアカウントを登録することをいう。

### (運用主体)

第3条 公式アカウントの運用主体は美術館とし、アカウントの管理及びツイートは管理係、学芸係が行う。

2 ユーザー名は **shoto\_museum** とする。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 美術館は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式ツイッターのユーザー名を、美術館ホームページに明示する。

### (アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 アカウムの運用主体、発信する内容、発信方法等については、公式ツイターのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式ツイッターにおいては、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 美術館の展覧会事業に関する情報
- (2) 美術館の講演会、ワークショップ、ギャラリートーク、美術教室、ミュージアムコンサート、建築ツアーなどのイベントに関する情報
- (3) 美術館の販売図録、グッズなどに関する情報
- (4) 美術館の施設に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、副館長が適切と認めるもの

(いいね、リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第7条 美術館は、公式ツイッターにおける発信のみを行い、原則としていいね、リプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、リツイートについては、国、東京都、渋谷区、他の地方公共団体、公益法人や美術館等が開催している展覧会に関連するユーザーが発信したもので、副館長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンク先は、原則として美術館ホームページに限るものとする。ただし、国、東京都、渋谷区、他の地方公共団体、公益法人等が開設・運営するホームページや美術館が開催している展覧会に関連するホームページで、副館長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(著作権)

第9条 公式ツイッターに掲載されている個々の情報(文章、画像、動画等)に関する諸権利は、美術館又は現著作者に帰属する。

(免責)

第10条 美術館は、公式ツイッターを通じて他のユーザーから提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して他のユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、美術館は一切責任を負わないものとする。

2 美術館は、掲載された情報に起因して他のユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、美術館の故意又は重大な過失によるものでない限り、美術館は一切責任を負わないものとする。

- 3 美術館は、掲載された情報を予告なく修正、削除する可能性があるものとする。
- 4 この要領は、他のユーザーへの予告なく変更や見直しを行う可能性があるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領の実施について必要な事務手続及び文書の様式については、副館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。